

## 証明書（医師記入）

江東園つばき保育園園長

園児氏名

組

令和 年 月 日生

感染症名	登園のめやす
百日咳	特有の咳が消失していること、又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終わるまで
麻疹(はしか)	解熱後、3日をすぎるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態がよくなるまで
風しん(三日ばしか)	発しんが消えるまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日をすぎるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで(無症状病原体保有者の場合、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	治療開始1日を過ぎ全身状態がよくなるまで
伝染性紅斑(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症 ( )	

病名

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

医療機関名

医師

# 季節性インフルエンザ診断報告書・登園報告書

保護者様

江東園つばき保育園 園長 井上知和

お子さまが感染性の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。出席停止の期間については、以下のとおりです。登園する際は、下記診断報告書に主治医の証明をいただいた上で、登園報告書を記入し、提出をお願いいたします。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を超え、かつ、解熱した後3日を超え、 ※

※ 小学生以上の場合、発症した後5日を超え、かつ、解熱した後2日を超え、

## 季節性インフルエンザ診断報告書

組氏名 \_\_\_\_\_

上記の者が、季節性インフルエンザに罹患していることを診断します。

発症日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 診断した日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

診察医療機関名 \_\_\_\_\_

診察医師氏名 \_\_\_\_\_

園長 殿  
登園報告書

登園を再開するにあたり、下記のとおり報告いたします。

発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
/ ℃									

※1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(発熱など)が始まった日で、その日を 0 日と数えます。

※2. 解熱した後3日(小学生以上の場合2日)とは、解熱した日を 0 日と数えます。

※3. 本人の状態が悪い時は、医師と相談してください。

解熱した日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 登園再開日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者署名 \_\_\_\_\_

